

様式第19号（第26条関係）

(表)

第	号	身分証明書		6 センチ メートル
所	属			
職	名			
氏	名			
上記の者は、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第32条第1項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証する。				
発行年月日	年	月	日	
			大阪府知事	印

9センチメートル

(裏)

大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業場その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) - (9) 略

(10) 第32条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者